

『ソシオサイエンス』 レビュープロセス規程

1.

- (1) 社会科学先端研究所紀要編集委員会(以下、編集委員会)は、投稿原稿につき、以下の4つの選択肢の中から掲載の可否に関する決定を行う。
 - (a) 無条件でアクセプト
 - (b) 軽微な修正を条件にアクセプト
 - (c) 指摘事項を修正すれば再投稿してよい
 - (d) 却下(同一原稿の再投稿は認められない)
- (2) 編集委員会はレビュープロセスの公正さに対する出版倫理上の責任を持つ。同委員は出版倫理を順守しなければならない。特に Committee on Publication Ethics (COPE)の“COPE Code of Conduct for Journal Editors” (<http://publicationethics.org/resources/guidelines>) に従う。
- (3) ピアレビューにはダブルブラインドシステムを採用する。すなわち著者および査読者の匿名性が保持される。

2.

- (1) 編集委員長は、類似度判定ソフトにより、投稿原稿に盗用の疑いがないことを確認した後、編集委員会の議を経て、当該原稿の担当編集者 (handling editor) を任命する。
- (2) 投稿原稿に研究不正の疑いがある場合は、編集委員長は編集委員会を招集し、当該投稿原稿の扱いを協議する。特に COPE のフローチャート (<http://publicationethics.org/resources/flowcharts>) を参考にする。

3.

- (1) 担当編集者が査読者による査読を経ずに却下することが望ましいと考える場合 (desk reject)、その理由を表す書面とともに編集委員会に提案する。
- (2) 編集委員会が3.(1)の提案を認めた場合、担当編集者による理由とともに却下の決定を投稿者に伝える。
- (3) 編集委員会が3.(1)の提案を認めない場合には新たな担当編集者を任命する。

4.

- 査読者による査読に進む場合、担当編集者は当該原稿を評価するのにふさわしい研究者に査読を依頼する。原則として査読者は2名(研究ノートの場合は1名)、査読期間は査読依頼日から2か月以内とする。また査読者に出版倫理の順守を求める。

5.

- (1) 査読者は、① 原稿の概要と原稿の学術的価値、② 問題点、③ 修正すべき点の指摘によって構成されるレビューレポートを作成し、担当編集者に送る。このレビューレポートはそのまま投稿者に送られる。

- (2) 査読者は同時に、レビューレポートとは別に、1.(1)で定められた原稿の可否に関する評価を担当編集者に伝える。この評価は投稿者には送られない。
- (3) レビューレポート等が査読期間を過ぎても送られてこない場合、担当編集者は督促を査読者に送り、送付を促す。

6.

- (1) 査読者の評価が一致している場合、担当編集者はレビューレポートおよび査読記録(担当編集委員の氏名・所属、査読依頼日、レビューレポート受取日からなる)を添えて、その評価を編集委員長に提案する。
- (2) 査読者の評価が分かれた場合には、担当編集者は、
 - (a) いずれの査読者の評価を尊重するかを自ら判断し理由書を付して評価を提案する。または、
 - (b) 新たな査読者に依頼しその評価を加え理由書を付して評価を提案する。

7. 編集委員長は、担当編集者から提案を受け、編集委員会の議を経て、掲載の可否を決定し、速やかにレビューレポートとともにその決定を投稿者に伝える。

8. 決定が、無条件でアクセプトの場合、投稿原稿は印刷プロセスに回される。

9. 決定が、1.(1)(b)または(c)の場合、投稿者に修正稿の投稿を認める。その際にはレビューレポートの指摘とその指摘に対する修正稿の具体的修正箇所および修正内容を箇条書きにしたノートの添付を求める。

10.

- (1) 決定が、1.(1)(b)であり、修正稿が提出された場合、編集委員会は担当編集者に修正内容の確認を求め、修正が十分である場合、無条件でアクセプトの決定をする。
- (2) 担当編集者は修正が不十分と判断する場合、その理由書を作成する。編集委員長はその理由書を添えて投稿者に再度修正を求める。

11.

- (1) 決定が、1.(1)(c)であり、修正稿が提出された場合は、編集委員長は編集委員会の議を経て担当編集者を任命し、担当編集者は4.の要領で査読を依頼する。
- (2) 原則として前回の担当編集者を任命する。
- (3) 原則として前回の査読を行った者に再度査読を依頼する。
- (4) 2回目の査読結果が(c)の場合は原則として掲載を不可とする。

12. レビュープロセスまたは決定内容について、投稿者が出版倫理上の疑義をもつ場合、編集委員長に異議申立

を行うことができる。編集委員長は関連する事実を投稿者より入手した上で編集委員会を招集する。編集委員会は対応を協議し、出版倫理上適切な対応をとるとともに、投稿者にその対応を伝える。投稿者が編集委員会の決定に不服がある場合、先端社会科学研究所運営委員会に再度異議申立を行うことができる。

附則 この規定は 2015 年 5 月 21 日より施行する。

附則 この規定は 2015 年 12 月 22 日より施行する。

附則 この規定は 2016 年 11 月 1 日より施行する。

附則 この規程は 2017 年 2 月 2 日より施行する。

附則 この規定は 2024 年 7 月 2 日より施行する。

附則 この規定は 2024 年 10 月 3 日より施行する。